

JA農機ハウスローン

2019年4月1日(月)~2020年3月31日(火)

全期間固定

年1.60%

通算借入限度 1,000万まで



1. 当JAより、貨物車・農機具等購入については、キャンペーン金利よりさらに0.3%軽減。

2. さらに、条件により最大1.0%の利子補給があります。

利子補給期間は最長3年間

3. クレジット等からの借換えも対応できますので、ご検討下さい。

現在支払中の返済予定表があれば、借換えメリットを試算できます。

3. 保証料全額助成制度有。

※ 返済額の試算を希望される場合は、当JA窓口にお申出ください。

※ 詳しくは、当JA窓口におたずねください。

くらしに豊かさ、心にやすらぎ、地域に根ざした **JA** **みなみ筑後**

商品概要説明書

《 JA農機ハウスローン 》(基金協会保証型)

(2019年4月1日 現在適用中)

1. 商品名	JA農機ハウスローン
2. お使いみち	<p>○農機具等購入資金(農業用自動車・中古農業用自動車および中古農機具を含む) および他金融機関等の農機具等購入資金の借換資金</p> <p>○格納庫等の増改築・取得資金</p> <p>○パイプハウス等取得・資材資金</p> <p>○発電・蓄電設備の取得資金</p> <p>○その他、付帯費用(農機具の付帯備品、税金、共済掛金、登録諸費用、修理費、車検費用および保証料とし、税金、共済掛金、登録諸費用、保証料については農機具購入等と同時に必要なものに限ります。)</p>
3. ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。(お借入時まで、組合員にご加入いただける方。)</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上で、最終返済時年齢が満76歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が200万円以上の方。</p> <p>○農業を営む方または従事する方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
4. お借入金額	○1,000万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
5. お借入期間	<p>○10年以内</p> <p>※他金融機関等の農機具等購入資金の借換え資金の場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。</p>
6. お借入利率	<p>○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。)</p> <p>○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
7. ご返済方法	<p>○「元利均等方式」と「元金均等方式」からご選択いただけます。</p> <p>○「毎月返済」、「毎月・ボーナス併用返済(毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済)」、「半年賦返済」および「年賦返済」からご選択いただけます。</p> <p>※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。</p> <p>○詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
8. 担保	○不要です。
9. 保証	<p>○当JAが指定する保証機関(福岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、保証機関が必要と判断した場合および次の方は保証人が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入時の年齢が20歳未満の方は、別に当JAが定める条件を満たす法定代理人(親権者)を連帯保証人としていただきます。
10. 保証料	<p>○一括前払い</p> <p>①一括前払い</p> <p>お借入時に一括して保証料(年率0.472%で計算した金額)をお支払いいただきます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0944-63-8804)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】(電話:092-711-3855)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAグループ福岡相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <p>天神弁護士センター (電話:092-741-3208)</p> <p>北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)</p> <p>久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)</p>
12. その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ご返済額の試算については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>